

医療費助成制度の充実強化について

東 北 部 会 提 出

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施していますが、都道府県により補助内容は様々であります。市町村においては、少子化が進む中で、住民要望により更に単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、市町村で上乘せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じています。また、多くの市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施していますが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫しています。

さらに、国民健康保険においては、地方単独事業の現物給付波及増分として、国からの療養給付費等負担金及び普通調整交付金が減額調整して交付されていることから、都道府県及び市町村の国保財政を圧迫している状況となっております。この減額調整措置のうち、子ども医療費助成制度については令和6年度から高校生世代までが廃止対象とされたものの、他の医療費助成については、廃止とする見通しは立っておらず、国保財政の圧迫は継続され、現物給付実施の障壁となっております。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

- 1 全国一律の「子ども医療費助成制度」を創設するなど、地域間格差が生じることのないよう制度設計を行うこと。
- 2 国民健康保険に係る療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を子ども医療費以外の制度においても廃止し、国保運営への財政支援の充実を図ること。